

2002年7月25日

「大型貨物自動車への速度抑制装置の義務付け」情報

スピードリミッター<車両の最高速度を90km/hに抑制>

大型貨物自動車は、平成13年の道路運送車両の保安基準の改正により、新規登録については平成15年9月1日より、その他ご使用車については下記の通り「速度抑制装置」の装着が義務付けられました。

■「速度抑制装置」の装着義務付け期日

- ・平成15年9月1日より平成18年8月31日までの期間
- ・対象となる自動車については、平成14年8月以降の車検の際に、自動車検査証の備考欄に適用期日が記載されます。
- ・車検証に記載された期限までに装着しない場合、車検が受けられなくなります。

| 自動車の種類 | | 適用期日 |
|---|-----------------------|---------------------|
| 適合する排出ガス規制 | 初度登録年月日 | |
| 平成6年排出ガス規制適合車 識別記号 (KC-) | 平成10年1月1日以降 | 平成15年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成9年1月1日～平成9年12月31日 | 平成16年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成8年12月31日以前 | 平成17年9月1日以降の最初の検査の日 |
| 平成10、11年排出ガス規制以降の排出ガス規制適合車 識別記号 (KK-/KL-) | 平成15年1月1日以降 | 平成15年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成14年1月1日～平成14年12月31日 | 平成16年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成13年12月31日以前 | 平成17年9月1日以降の最初の検査の日 |
| 上記以外の自動車 | 平成14年1月1日以降 | 平成15年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成11年1月1日～平成13年12月31日 | 平成16年9月1日以降の最初の検査の日 |
| | 平成10年12月31日以前 | 平成17年9月1日以降の最初の検査の日 |

- ・同じ排出ガス規制適合車でも初度登録年月日の違いにより適用期日が異なります。
- ・排出ガス条例などの規制時期と違って年式が新しい車両ほど先に装着しなければなりません。

せん。

■対象となる車両

- ・GVW8トン以上または、最大積載量5トン以上の車両
- *8ナンバーの積載量500kg以下(2年車検)の車両は対象外です。
- ・平成6年排出ガス規制適合車(KC-)以降の車両
- *NOx・PM法対策地域内で初度登録が平成9年12月31日以前の車両(8ナンバーは平成9年8月31日以前)は免除されます。

■いすゞ車への装着部品につきましては、いすゞの各販売会社へお問い合わせ下さい。

▶ [国土交通省ホームページ](#)